

土地改良工事積算基準の適用について（お知らせ）

令和 6 年 7 月 31 日
広島県農林水産局

広島県が発注する土地改良工事等の積算基準の適用についてお知らせします。

1 概要

令和 5 年 10 月 1 日から適用している土地改良工事積算基準書（令和 5 年度）関係の一部改正があったため、次の基準（諸経費関係）について令和 6 年 8 月 1 日から適用します。

2 適用する基準

- ・土地改良事業等請負工事積算基準の制定について
（平成 5 年 2 月 22 日 5 構改 D 第 49 号農林水産省構造改善局長通知）
一部改正新旧対照表
- ・土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準
（平成 13 年 3 月 22 日 12 農振第 1680 号農林水産省農村振興局長通知）
一部改正新旧対照表
- ・土地改良事業等請負工事積算基準（施設機械）の制定について
（平成 12 年 3 月 24 日付け 12 構改 D 第 238 号農林水産省構造改善局長通知）
一部改正 新旧対照表
- ・地質、土質調査業務の価格積算基準の制定について
（平成 5 年 3 月 25 日付け 5 構改 D 第 156 号構造改善局長通知）
一部改正 新旧対照表
- ・測量業務の価格積算基準について
（平成 5 年 3 月 25 日付け 5 構改 D 第 155 号構造改善局長通知）
一部改正 新旧対照表
- ・設計業務の価格積算基準の制定について
（平成 5 年 3 月 25 日付け 5 構改 D 第 157 号構造改善局長通知）
一部改正 新旧対照表

※新旧対照表の改正後を適用します。

3 適用日

「総括情報表」の「単価適用日」が「06.08.01」のものから適用します。

4 その他

改正の概要については、農林水産省ホームページにも掲載されています。

【農林水産省ホームページ】

<http://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/h200331/index.html>

○ 土地改良事業等請負工事積算基準（平成5年2月22日5構改D第49号農林水産省構造改善局長通知）一部改正新旧対照表

（下線部は改正部分）

改 正 後					現 行					
別 紙 土地改良事業等請負工事積算基準					別 紙 土地改良事業等請負工事積算基準					
第1～第10 [略]					第1～第10 [略]					
別表1 [略]					別表1 [略]					
別表2 現場管理費率					別表2 現場管理費率					
(1)-a					(1)-a					
工種区分	対象金額	300万円以下	300万円を超え10億円以下		300万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの		10億円を超えるもの	
	適用区分	下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。		下記の率とする。	
			a	b	a	b				
ほ場整備工事	43.14%	227.2	-0.1114	22.58%	42.87%	244.0	-0.1166	21.78%		
農用地造成工事	32.15%	53.3	-0.0339	26.40%	31.97%	56.6	-0.0383	25.59%		
水路トンネル工事	34.52%	72.0	-0.0493	25.92%	34.24%	78.7	-0.0558	24.76%		
水路工事	45.55%	545.7	-0.1665	17.32%	45.31%	582.2	-0.1712	16.76%		
排水路工事	32.47%	106.1	-0.0794	20.47%	32.28%	112.8	-0.0839	19.82%		
管水路工事	29.27%	79.5	-0.0670	19.83%	29.07%	84.7	-0.0717	19.17%		
畑かん施設工事	34.53%	154.8	-0.1006	19.25%	34.22%	169.3	-0.1072	18.36%		
コンクリート補修工事	37.49%	173.7	-0.1028	20.63%	37.15%	192.2	-0.1102	19.59%		
ため池工事	42.81%	171.1	-0.0929	24.95%	42.57%	181.7	-0.0973	24.19%		
その他土木工事（1）	40.09%	201.9	-0.1084	21.36%	39.81%	217.0	-0.1137	20.57%		
その他土木工事（2）	36.71%	99.7	-0.0670	24.87%	36.51%	107.0	-0.0721	24.02%		
(1)-b					(1)-b					
工種区分	対象金額	700万円以下	700万円を超え10億円以下		700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの		10億円を超えるもの	
	適用区分	下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。		下記の率とする。	
			a	b	a	b				
河川工事	44.05%	1118.2	-0.2052	15.91%	43.43%	1,276.7	-0.2145	14.98%		
海岸工事	28.11%	100.3	-0.0807	18.84%	27.79%	113.9	-0.0895	17.82%		
道路改良工事	34.09%	76.4	-0.0512	26.44%	33.69%	87.0	-0.0602	24.99%		
舗装工事	40.83%	598.0	-0.1703	17.54%	40.38%	668.7	-0.1781	16.69%		
管更生工事	35.58%	178.6	-0.1024	21.39%	35.05%	204.8	-0.1120	20.11%		
(1)-c					(1)-c					
工種区分	対象金額	700万円以下	700万円を超え20億円以下		700万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの		20億円を超えるもの	
	適用区分	下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。		下記の率とする。	
			a	b	a	b				
干拓工事	25.14%	129.7	-0.1041	13.95%	24.97%	141.8	-0.1102	13.39%		

改正後を適用

改正後を適用

(1)-d				
工種区分	対象金額	3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの
	適用区分	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		
	下記の率とする。	a	b	下記の率とする。
フィルダム工事	34.59%	154.9	-0.0768	27.87%
コンクリートダム工事	31.19%	35.0	-0.0059	30.68%

(2) [略]

別表3 現場管理費率の補正

適用条件			補正係数	適用優先
施工地域区分	工種区分	対象		
一般交通影響有り (1)-1	[略]	[略]	[略]	[略]
一般交通影響有り (2)-1	[略]	[略]		
市街地(DID補正) (1)-1	[略]	[略]		
一般交通影響有り (1)-2	[略]	[略]	[略]	[略]
一般交通影響有り (2)-2	[略]	[略]	[略]	[略]
市街地(DID補正) (1)-2	[略]	[略]	[略]	[略]
山間僻地及び離島	[略]	[略]	[略]	[略]
中山間地域	[略]	[略]	1.1	[略]

※ [略]

別表4～別表6 [略]

(1)-d				
工種区分	対象金額	3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの
	適用区分	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		
	下記の率とする。	a	b	下記の率とする。
フィルダム工事	33.56%	184.8	-0.0874	26.24%
コンクリートダム工事	30.41%	41.0	-0.0153	29.13%

(2) [略]

別表3 現場管理費率の補正

適用条件			補正係数	適用優先
施工地域区分	工種区分	対象		
一般交通影響有り (1)-1	[略]	[略]	[略]	[略]
一般交通影響有り (2)-1	[略]	[略]		
市街地(DID補正) (1)-1	[略]	[略]		
一般交通影響有り (1)-2	[略]	[略]	[略]	[略]
一般交通影響有り (2)-2	[略]	[略]	[略]	[略]
市街地(DID補正) (1)-2	[略]	[略]	[略]	[略]
山間僻地及び離島	[略]	[略]	[略]	[略]
中山間地域	[略]	[略]	1.0	[略]

※ [略]

別表4～別表6 [略]

○ 土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準（平成 13 年 3 月 22 日 12 農振第 1680 号農林水産省農村振興局長通知）一部改正新旧対照表

（下線部は改正部分）

改正後					現 行				
別 紙 土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準 第 1～第 3 [略] 別表 1・別表 2 [略] <div style="text-align: center; color: red; font-weight: bold;">改正後を適用</div> 別表 3 共通仮設費率の補正					別 紙 土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準 第 1～第 3 [略] 別表 1・別表 2 [略] 別表 3 共通仮設費率の補正				
適用条件			補正係数	適用優先	適用条件			補正係数	適用優先
施工地域区分	工種区分	対象			施工地域区分	工種区分	対象		
一般交通影響有り (1) - 1	[略]	[略]	[略]	[略]	一般交通影響有り (1) - 1	[略]	[略]	[略]	[略]
一般交通影響有り (2) - 1	[略]	[略]			一般交通影響有り (2) - 1	[略]	[略]		
市街地 (DID補正) (1) - 1	[略]	[略]			市街地 (DID補正) (1) - 1	[略]	[略]		
一般交通影響有り (1) - 2	[略]	[略]	[略]	[略]	一般交通影響有り (1) - 2	[略]	[略]	[略]	[略]
一般交通影響有り (2) - 2	[略]	[略]	[略]	[略]	一般交通影響有り (2) - 2	[略]	[略]	[略]	[略]
市街地 (DID補正) (1) - 2	[略]	[略]	[略]	[略]	市街地 (DID補正) (1) - 2	[略]	[略]	[略]	[略]
山間僻地及び離島	[略]	[略]	[略]	[略]	山間僻地及び離島	[略]	[略]	[略]	[略]
中山間地域	[略]	[略]	1.2	[略]	中山間地域	[略]	[略]	1.1	[略]
※ [略]					※ [略]				
別 紙 運搬費の積算 1 [略]					別 紙 運搬費の積算 1 [略]				
表 3. 1 基本運賃表									
貨物自動車規格	機械名	規格	20kmまで (円)	50kmまで (円)	100kmまで (円)	150kmまで (円)	200kmまで (円)	200kmを超え20kmまでを増す毎に (円)	
20 t 車以上 30 t 車まで	路面切削機	2.0m	71,000	87,000	112,000	137,000	163,000	10,200	
	スタビライザ	深0.6m 幅2.0m							
	スタビライザ	深1.2m 幅2.0m							
	自走式破砕機	クラッシャー寸法 開450mm 幅925mm							
	油圧式杭圧入引抜	鋼矢板 II・III・IV							
表 3. 1 基本運賃表									
貨物自動車規格	機械名	規格	20kmまで (円)	50kmまで (円)	100kmまで (円)	150kmまで (円)	200kmまで (円)	200kmを超え20kmまでを増す毎に (円)	
20 t 車以上 30 t 車まで	路面切削機	2.0m	62,500	76,000	98,000	120,500	142,500	8,900	
	スタビライザ	深0.6m 幅2.0m							
	スタビライザ	深1.2m 幅2.0m							
	自走式破砕機	クラッシャー寸法 開450mm 幅925mm							
	油圧式杭圧入引抜	鋼矢板 II・III・IV							

機	型用							
バックホウ (超ロングアーム型)	山積0.4m ³ ／平積0.3m ³							
各種	—							

(注) 1. ・ 2. [略]

表3. 2 建設機械運搬方法
[略]

(注) 1. ・ 2. [略]

2～4 [略]

機	型用							
バックホウ (超ロングアーム型)	山積0.4m ³ ／平積0.3m ³							
各種	—							

(注) 1. ・ 2. [略]

表3. 2 建設機械運搬方法
[略]

(注) 1. ・ 2. [略]

2～4 [略]

改正後	現行
<p>別紙</p> <p style="text-align: center;">土地改良事業等請負工事積算基準(施設機械)</p> <p>第1～第2 [略]</p> <p>第3 施設機械設備工事</p> <p>1 [略]</p> <p>2 請負工事費の費目</p> <p>2-1 [略]</p> <p style="text-align: center;">改正後を適用</p> <p>2-2 据付工事原価 据付工事原価の費目は次のとおりとする。 (1) [略] (2) 間接工事費 ア [略] イ 現場管理費 工事を施工するに当り、工事を管理するために必要な共通仮設費以外の費用である。 (ア)～(セ) [略] (ソ) <u>公共工事機械設備労務者賃金実態調査に要する費用</u> <u>(タ)</u> 雑費 (ア) から <u>(ソ)</u> までに属さない諸費用。 ウ [略]</p> <p>2-3～2-5 [略]</p> <p>3 請負工事費の積算</p> <p>3-1 製作工事原価 工場製作にかかる各費目の積算は次のとおりとする。 (1) [略] (2) 間接製作費 ア 間接労務費 (ア) [略]</p>	<p>別紙</p> <p style="text-align: center;">土地改良事業等請負工事積算基準(施設機械)</p> <p>第1～第2 [略]</p> <p>第3 施設機械設備工事</p> <p>1 [略]</p> <p>2 請負工事費の費目</p> <p>2-1 [略]</p> <p>2-2 据付工事原価 据付工事原価の費目は次のとおりとする。 (1) [略] (2) 間接工事費 ア [略] イ 現場管理費 工事を施工するに当り、工事を管理するために必要な共通仮設費以外の費用である。 (ア)～(セ) [略] [新設] <u>(ソ)</u> 雑費 (ア) から <u>(セ)</u> までに属さない諸費用。 ウ [略]</p> <p>2-3～2-5 [略]</p> <p>3 請負工事費の積算</p> <p>3-1 製作工事原価 工場製作にかかる各費目の積算は次のとおりとする。 (1) [略] (2) 間接製作費 ア 間接労務費 (ア) [略]</p>

改正後					現行				
<p>(イ) 間接労務費対象額は、直接製作費中の労務費（「<u>3-9 間接労務費、工場管理費の費目別対象表</u>」のとおり。）とする。</p> <p>(ウ) [略]</p> <p>(エ) 複数工種を一括発注する場合の間接労務費率は、原則として工種区分毎の率を適用するものとする。</p> <p>イ 工場管理費</p> <p>(ア) [略]</p> <p>(イ) 工場管理費対象額は、「純製作費」から「材料費」「機器単体費」を除いた額（「<u>3-9 間接労務費、工場管理費の費目別対象表</u>」のとおり。）とする。</p> <p>(ウ) [略]</p> <p>(エ) 複数工種を一括発注する場合の工場管理費率は、原則として工種区分毎の率を適用するものとする。</p> <p>(オ) [略]</p>					<p>(イ) 間接労務費対象額は、直接製作費中の労務費とする。</p> <p>(ウ) [略]</p> <p>(エ) 複数工種を一括発注する場合の間接労務費率は、原則として各工種区分毎の率を適用するものとする。</p> <p>イ 工場管理費</p> <p>(ア) [略]</p> <p>(イ) 工場管理費対象額は、「純製作費」から「材料費」「機器単体費」を除いた額とする。</p> <p>(ウ) [略]</p> <p>(エ) 複数工種を一括発注する場合の工場管理費率は、原則として各工種区分毎の率を適用するものとする。</p> <p>(オ) [略]</p>				
3-2 据付工事原価					3-2 据付工事原価				
<p>(1) [略]</p> <p>(2) 間接工事費</p> <p>ア 共通仮設費</p> <p>(ア) [略]</p> <p>(イ) 共通仮設費対象額は、「直接工事費」「事業損失防止施設費」「(無償貸付機械等評価額+支給品費)」「準備費に含まれる処分費」の合計額（「<u>3-10 共通仮設費、現場管理費の費目別対象表</u>」のとおり。）とする。</p> <p>(ウ)～(カ) [略]</p> <p>(キ) 施工地域を考慮した共通仮設費率の補正</p> <p>a 次表の適用条件に該当する場合、施工地域を考慮した共通仮設費率の補正は、表-3・5の共通仮設費率に次表の補正係数を乗じるものとする。</p>					<p>(1) [略]</p> <p>(2) 間接工事費</p> <p>ア 共通仮設費</p> <p>(ア) [略]</p> <p>(イ) 共通仮設費対象額は、「直接工事費」「事業損失防止施設費」「(無償貸付機械等評価額+支給品費)」「準備費に含まれる処分費」の合計額とする。</p> <p>(ウ)～(カ) [略]</p> <p>(キ) 施工地域を考慮した共通仮設費率の補正</p> <p>a 次表の適用条件に該当する場合、施工地域を考慮した共通仮設費率の補正は、表-3・5の共通仮設費率に次表の補正係数を乗じるものとする。</p>				
地域補正の適用					地域補正の適用				
適用条件			補正係数	適用優先	適用条件			補正係数	適用優先
施工地域区分	工種区分	対象			施工地域区分	工種区分	対象		
一般交通影響有り(1)	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
一般交通影響有り(2)	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
市街地(DID補正)	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
山間僻地及び離島	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
中山間地域	[略]	[略]	1.2	[略]	中山間地域	[略]	[略]	1.1	

改正後を適用

改正後	現行																																																																		
<p>(注) 1 ～(注) 2 [略]</p> <p style="text-align: center;">改正後を適用</p> <p><u>(ク) 共通仮設費（率分）の計算</u> <u>共通仮設費（率分）＝対象額（P）×共通仮設費率（K_c）</u> <u>× 施工地域を考慮した補正係数</u> <u>ただし、共通仮設費率は表-3・5による。</u> <u>なお、補正係数を乗じる場合は、共通仮設費率（K_c）の端数処理後に係数を乗じて、小数第3位を四捨五入して第2位とする。</u></p> <p>イ 現場管理費 (ア) [略] (イ) 現場管理費対象額は、「純工事費」「(無償貸付機械等評価額+支給品費)」の合計額 <u>（「3-10 共通仮設、現場管理費の費目別対象表」のとおり。）</u>とする。 (ウ) ～ (カ) [略] (キ) 施工地域を考慮した現場管理費率の補正 a 施工地域を考慮した現場管理費率の補正は、表-3・6の現場管理費率に次表の補正係数を乗じるものとする。</p> <p>(注) 1～(注) 2 [略]</p> <p><u>(ク) 現場管理費の計算</u></p> <p style="text-align: center;">地域補正の適用</p> <table border="1" data-bbox="125 722 981 1193"> <thead> <tr> <th colspan="3">適用条件</th> <th rowspan="2">補正</th> <th rowspan="2">適用優先</th> </tr> <tr> <th>施工地域区分</th> <th>工種区分</th> <th>対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般交通影響有り(1)</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>一般交通影響有り(2)</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>市街地 (DID補正)</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>山間僻地及び離島</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>中山間地域</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td><u>1.1</u></td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>現場管理費＝対象額（P）×現場管理費率（J_c）×施工地域を考慮した補正係数</u> <u>ただし、現場管理費率は表-3・6による。</u> <u>なお、補正係数を乗じる場合は、現場管理費率（J_c）の端数処理後に係数を乗じて、小数第3位を四捨五入して第2位とする。</u></p> <p>ウ [略]</p> <p>3-3～3-11 [略]</p>	適用条件			補正	適用優先	施工地域区分	工種区分	対象	一般交通影響有り(1)	[略]	[略]	[略]	[略]	一般交通影響有り(2)	[略]	[略]	[略]	[略]	市街地 (DID補正)	[略]	[略]	[略]	[略]	山間僻地及び離島	[略]	[略]	[略]	[略]	中山間地域	[略]	[略]	<u>1.1</u>	[略]	<p>(注) 1～(注) 2 [略]</p> <p>[新設]</p> <p>イ 現場管理費 (ア) [略] (イ) 現場管理費対象額は、「純工事費」「(無償貸付機械等評価額+支給品費)」の合計額とする。</p> <p>(ウ) ～ (カ) [略] (キ) 施工地域を考慮した現場管理費率の補正 a 施工地域を考慮した現場管理費率の補正は、表-3・6の現場管理費率に次表の補正係数を乗じるものとする。</p> <p>(注) 1～(注) 2 [略]</p> <p>[新設]</p> <p style="text-align: center;">地域補正の適用</p> <table border="1" data-bbox="1144 722 2000 1201"> <thead> <tr> <th colspan="3">適用条件</th> <th rowspan="2">補正</th> <th rowspan="2">適用優先</th> </tr> <tr> <th>施工地域区分</th> <th>工種区分</th> <th>対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般交通影響有り(1)</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>一般交通影響有り(2)</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>市街地 (DID補正)</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>山間僻地及び離島</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>中山間地域</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td><u>1.0</u></td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ [略]</p> <p>3-3～3-11 [略]</p>	適用条件			補正	適用優先	施工地域区分	工種区分	対象	一般交通影響有り(1)	[略]	[略]	[略]	[略]	一般交通影響有り(2)	[略]	[略]	[略]	[略]	市街地 (DID補正)	[略]	[略]	[略]	[略]	山間僻地及び離島	[略]	[略]	[略]	[略]	中山間地域	[略]	[略]	<u>1.0</u>	[略]
適用条件			補正			適用優先																																																													
施工地域区分	工種区分	対象																																																																	
一般交通影響有り(1)	[略]	[略]	[略]	[略]																																																															
一般交通影響有り(2)	[略]	[略]	[略]	[略]																																																															
市街地 (DID補正)	[略]	[略]	[略]	[略]																																																															
山間僻地及び離島	[略]	[略]	[略]	[略]																																																															
中山間地域	[略]	[略]	<u>1.1</u>	[略]																																																															
適用条件			補正	適用優先																																																															
施工地域区分	工種区分	対象																																																																	
一般交通影響有り(1)	[略]	[略]	[略]	[略]																																																															
一般交通影響有り(2)	[略]	[略]	[略]	[略]																																																															
市街地 (DID補正)	[略]	[略]	[略]	[略]																																																															
山間僻地及び離島	[略]	[略]	[略]	[略]																																																															
中山間地域	[略]	[略]	<u>1.0</u>	[略]																																																															

改正後	現行
<p>第4 鋼橋製作架設工事</p> <p>1～2 [略]</p> <p>3 請負工事費の積算 改正後を適用</p> <p>3-1 工場製作原価</p> <p>工場製作にかかる各費目の積算は次のとおりとする。</p> <p>(1) 直接製作費</p> <p>ア 材料費</p> <p>(ア) 直接材料費</p> <p>a～b [略]</p> <p>c 単価は次によるものとする。</p> <p>a) 鋼材の単価は「(ベース価格+エキストラ料)×(1+材料割増率)－(スクラップ単価×材料割増率×0.8)」により算定するものとする。</p> <p>b)～c) [略]</p> <p>(イ)～(ウ) [略]</p> <p>イ～ウ [略]</p> <p>(2) 間接製作費</p> <p>ア 間接労務費</p> <p>(ア) [略]</p> <p>(イ) 間接労務費対象額は、製作費中の労務費「<u>3-7 間接労務費、工場管理費の費目別対象表</u>」の<u>とおり。</u>とする。</p> <p>(ウ) [略]</p> <p>イ 工場管理費</p> <p>(ア) [略]</p> <p>(イ) 工場管理費対象額は、「純製作費」から「材料費(ただし、工場塗装に係る材料費は除く)」を除いた額「<u>3-7 間接労務費、工場管理費の費目別対象表</u>」の<u>とおり。</u>とする。</p> <p>(ウ)～(エ) [略]</p> <p>3-2 架設工事原価</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 間接工事費</p> <p>ア 共通仮設費</p> <p>共通仮設費は、所定の率計算による費用に積み上げ計算による費用を加算して行うものとする。 <u>なお、対象額については、「3-8 共通仮設費、現場管理費の費目別対象表」によるものとする。</u> 当該費用＝<u>対象額</u>×共通仮設費率 <u>対象額</u>＝直接工事費＋事業損失防止施設費＋支給品費＋官貸額＋準備費に含まれる処分費</p>	<p>第4 鋼橋製作架設工事</p> <p>1～2 [略]</p> <p>3 請負工事費の積算</p> <p>3-1 工場製作原価</p> <p>工場製作にかかる各費目の積算は次のとおりとする。</p> <p>(1) 直接製作費</p> <p>ア 材料費</p> <p>(ア) 直接材料費</p> <p>a～b [略]</p> <p>c 単価は次によるものとする。</p> <p>a) 鋼材の単価は「(ベース価格+エキストラ料)×(1+材料割増率)－(スクラップ単価×材料割増率×0.7)」により算定するものとする。</p> <p>b)～c) [略]</p> <p>(イ)～(ウ) [略]</p> <p>イ～ウ [略]</p> <p>(2) 間接製作費</p> <p>ア 間接労務費</p> <p>(ア) [略]</p> <p>(イ) 間接労務費対象額は、製作費中の労務費とする。</p> <p>(ウ) [略]</p> <p>イ 工場管理費</p> <p>(ア) [略]</p> <p>(イ) 工場管理費対象額は、「純製作費」から「材料費(ただし、工場塗装に係る材料費は除く)」を除いた額とする。</p> <p>(ウ)～(エ) [略]</p> <p>3-2 架設工事原価</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 間接工事費</p> <p>ア 共通仮設費</p> <p>共通仮設費は、所定の率計算による費用に積み上げ計算による費用を加算して行うものとする。</p> <p>当該費用＝<u>対象金額</u>×共通仮設費率 <u>対象金額</u>＝直接工事費＋事業損失防止施設費＋支給品費＋官貸額＋準備費に含まれる処分費</p>

改正後

(ア) 率計算による算定

率計算による算定方法は、下表に定める工種の共通仮設費率を用い、次式により算定する。

工種区分	対象額	600万円以下	600万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする。	算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。
			a	b	
鋼橋架設工事	[略]	[略]	[略]	[略]	

[算定式]

$$Y = a \cdot X^b$$

ただし、Y：共通仮設費率（%）

X：対象額（円）

a、b：変数値

(注) Yの値は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

(イ) [略]

イ 現場管理費

現場管理費は、所定の率計算により求めた現場管理費率で次式により算定する。

なお、対象額については、「3-8 共通仮設費、現場管理費の費目別対象表」によるものとする。

現場管理費 = 対象額 × 現場管理費率

対象額 = 純工事費（直接工事費 + 共通仮設費） + 支給品費 + 官貸額

(ア) 現場管理費率

工種区分	対象額	700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする。	算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。
			a	b	
鋼橋架設工事	[略]	[略]	[略]	[略]	

[算定式]

$$Y = a \cdot X^b$$

Y：現場管理費率（%）

X：対象額（円）

a、b：変数値

(注) Yの値は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

(イ) [略]

3-3 一般管理費等

一般管理費等は、「土地改良事業等請負工事の価格積算要綱・同積算基準」による。

なお、対象額については、「3-9 一般管理費等の費目別対象表の費目別対象表」によるものとする。

3-4~3-9 [略]

現行

(ア) 率計算による算定

率計算による算定方法は、下表に定める工種の共通仮設費率を用い、次式により算定する。

工種区分	対象金額	600万円以下	600万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする。	算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。
			a	b	
鋼橋架設工事	[略]	[略]	[略]	[略]	

[算定式]

$$Y = a \cdot X^b$$

ただし、Y：共通仮設費率（%）

X：対象金額（円）

a、b：変数値

(注) Yの値は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

(イ) [略]

イ 現場管理費

現場管理費は、所定の率計算により求めた現場管理費率で次式により算定する。

現場管理費 = 対象金額 × 現場管理費率

対象金額 = 純工事費（直接工事費 + 共通仮設費） + 支給品費 + 官貸額

(ア) 現場管理費率

工種区分	対象金額	700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする。	算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。
			a	b	
鋼橋架設工事	[略]	[略]	[略]	[略]	

[算定式]

$$Y = a \cdot X^b$$

Y：現場管理費率（%）

X：対象金額（円）

a、b：変数値

(注) Yの値は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

(イ) 現場管理費率の補正

3-3 一般管理費等

一般管理費等は、「土地改良事業等請負工事の価格積算要綱・同積算基準」による。

3-4~3-9 [略]

改正後	現行
<p>第5 電気通信設備工事</p> <p>1 ~ 2 [略]</p> <p>3 請負工事費の積算</p> <p>3-1 [略]</p>	<p>第5 電気通信設備工事</p> <p>1 ~ 2 [略]</p> <p>3 請負工事費の積算</p> <p>3-1 [略]</p>
<p style="text-align: center;">改正後を適用</p> <p>3-2 据付工事価格</p> <p>据付工事にかかる各費目の積算は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 間接工事費</p> <p>ア 共通仮設費</p> <p>(ア) 共通仮設費は、土地改良事業等請負工事の価格積算要綱(昭和52年2月14日付け52構改D第24号農林水産事務次官依命通知)、土地改良工事等請負工事積算基準(平成5年2月22日付け5構改D第49号農村振興局長通知)(以下「土地改良事業等請負工事の価格積算要綱・同積算基準」という。)の「その他土木工事(1)」を適用する。</p> <p><u>なお、対象額については、「3-5 間接工事費の費目別対象表」によるものとする。</u></p> <p>(イ) [略]</p> <p>イ 現場管理費</p> <p>現場管理費は、「土地改良事業等請負工事の価格積算要綱・同積算基準」の「その他土木工事(1)」を適用する。</p> <p><u>なお、対象額については、「3-5 間接工事費の費目別対象表」によるものとする。</u></p> <p>ウ [略]</p> <p>(3) 一般管理費等</p> <p>一般管理費等は、「土地改良事業等請負工事の価格積算要綱・同積算基準」による。</p> <p><u>なお、対象額については、「3-5 間接工事費の費目別対象表」によるものとする。</u></p> <p>表-5・1 ~ 表-5・3 [略]</p>	<p>3-2 据付工事価格</p> <p>据付工事にかかる各費目の積算は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 間接工事費</p> <p>ア 共通仮設費</p> <p>(ア) 共通仮設費は、土地改良事業等請負工事の価格積算要綱(昭和52年2月14日付け52構改D第24号農林水産事務次官依命通知)、土地改良工事等請負工事積算基準(平成5年2月22日付け5構改D第49号農村振興局長通知)(以下「土地改良事業等請負工事の価格積算要綱・同積算基準」という。)の「その他土木工事(1)」を適用する。</p> <p>(イ) [略]</p> <p>イ 現場管理費</p> <p>現場管理費は、「土地改良事業等請負工事の価格積算要綱・同積算基準」の「その他土木工事(1)」を適用する。</p> <p>ウ [略]</p> <p>(3) 一般管理費等</p> <p>一般管理費等は、「土地改良事業等請負工事の価格積算要綱・同積算基準」による。</p> <p>表-5・1 ~ 表-5・3 [略]</p>
<p>3-3 ~ 3-5 [略]</p>	<p>3-3 ~ 3-5 [略]</p>

改 正 後	現 行
<p>別 紙</p> <p>地質、土質調査業務の価格積算基準</p> <p>1・2 [略]</p> <p style="text-align: center; color: red;">改正後を適用</p>	<p>別 紙</p> <p>地質、土質調査業務の価格積算基準</p> <p>1・2 [略]</p>
<p>3 地質、土質調査業務費構成費目の内容</p> <p>3-1 一般調査業務費</p> <p>一般調査業務費は、現場における各種調査、原位置試験の実施に必要な費用で、純調査費と一般管理費等で構成する。</p> <p>(1) 純調査費</p> <p>純調査費は、直接調査費、間接調査費及び業務管理費で構成する。</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ 業務管理費</p> <p>業務管理費は、純調査費のうち直接調査費及び間接調査費以外の当該調査業務担当部署における経費であり、土質試験等の専門調査業に外注する場合に必要な経費、<u>事務職員の人件費、情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用、熱中症対策費用</u>を含むものである。</p> <p>なお、業務管理費は、一般管理費等と合わせて諸経費として計上する。</p> <p>(2) 一般管理費等</p> <p>一般管理費等は、当該調査業務を実施する企業の経費のうち純調査費以外の経費で、一般管理費及び付加利益で構成する。</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 付加利益</p> <p>付加利益は、当該調査業務を実施する企業の継続的な運営に要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、内部留保金、支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用等を含むものである。</p> <p>3-2・3-3 [略]</p>	<p>3 地質、土質調査業務費構成費目の内容</p> <p>3-1 一般調査業務費</p> <p>一般調査業務費は、現場における各種調査、原位置試験の実施に必要な費用で、純調査費と一般管理費等で構成する。</p> <p>(1) 純調査費</p> <p>純調査費は、直接調査費、間接調査費及び業務管理費で構成する。</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ 業務管理費</p> <p>業務管理費は、純調査費のうち直接調査費及び間接調査費以外の当該調査業務担当部署における経費であり、土質試験等の専門調査業に外注する場合に必要な経費を含むものである。</p> <p>なお、業務管理費は、一般管理費等と合わせて諸経費として計上する。</p> <p>(2) 一般管理費等</p> <p>一般管理費等は、当該調査業務を実施する企業の経費のうち純調査費以外の経費で、一般管理費及び付加利益で構成する。</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 付加利益</p> <p>付加利益は、当該調査業務を実施する企業の継続的な運営に要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、内部留保金、支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用を含むものである。</p> <p>3-2・3-3 [略]</p>
<p>4 [略]</p>	<p>4 [略]</p>

改 正 後

現 行

別表－1

別表－1

地質、土質調査業務 諸経费率表 **改正後を適用**

地質、土質調査業務 諸経费率表

(1) 諸経费率標準値

対象額	100万円以下	100万円を超え3,000万円以下		3,000万円を超えるもの
適用区分等	下記の率とする	(2)の算定式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする
		A	b	
率又は変数値	82.5%	290.2	-0.091	60.6%

(1) 諸経费率標準値

対象額	100万円以下	100万円を超え3,000万円以下		3,000万円を超えるもの
適用区分等	下記の率とする	(2)の算定式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする
		A	b	
率又は変数値	59.9%	285.3	-0.113	40.8%

(2) [略]

(2) [略]

改正後	現 行
<p>別 紙</p> <p>測量業務の価格積算基準</p> <p>1・2 [略]</p> <p style="text-align: center;">改正後を適用</p>	<p>別 紙</p> <p>測量業務の価格積算基準</p> <p>1・2 [略]</p>
<p>3 測量業務費構成費目の内容</p> <p>3-1 測量作業費</p> <p>測量作業費は、一般的な測量作業に要する費用で、直接測量費、間接測量費、一般管理費等で構成する。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 間接測量費</p> <p>間接測量費は、測量業務を実施するのに必要な直接測量費以外の当該測量業務担当部署における費用であり、登記簿調査（登記手数料は含まない）、図面トレース等の専門業に外注する場合に必要となる経費、<u>情報共有システムに要する費用（登録用及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用、熱中症対策費用とする。</u></p> <p>なお、間接測量費は、一般管理費等と合わせて、諸経費として計上する。</p>	<p>3 測量業務費構成費目の内容</p> <p>3-1 測量作業費</p> <p>測量作業費は、一般的な測量作業に要する費用で、直接測量費、間接測量費、一般管理費等で構成する。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 間接測量費</p> <p>間接測量費は、測量業務を実施するのに必要な直接測量費以外の当該測量業務担当部署における費用であり、登記簿調査（登記手数料は含まない）、図面トレース等の専門業に外注する場合に必要となる経費<u>を含むものである。</u></p> <p>なお、間接測量費は、一般管理費等と合わせて、諸経費として計上する。</p>
<p>(3) [略]</p>	<p>(3) [略]</p>
<p>3-2・3-3 [略]</p>	<p>3-2・3-3 [略]</p>
<p>4 [略]</p>	<p>4 [略]</p>
<p>別表-1 [略]</p>	<p>別表-1 [略]</p>

改 正 後	現 行
別 紙	別 紙
設計業務の価格積算基準	設計業務の価格積算基準
改正後を適用	
1・2 [略]	1・2 [略]
3 設計業務費構成費目の内容	3 設計業務費構成費目の内容
3-1 [略]	3-1 [略]
3-2 その他原価	3-2 その他原価
[略]	[略]
(1) 間接原価	(1) 間接原価
間接原価は、業務処理に必要な経費のうち直接原価以外の経費で、当該業務担当部署の事務職員の人件費及び福利厚生費、水道光熱費等の経費、 <u>情報共有システムに要する経費（登録料及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用</u> である。	間接原価は、業務処理に必要な経費のうち直接原価以外の経費で、当該業務担当部署の事務職員の人件費及び福利厚生費、水道光熱費等である。
3-3 一般管理費等	3-3 一般管理費等
一般管理費等は、業務処理に必要な <u>建設コンサルタント等における</u> 経費のうち直接原価、間接原価以外の経費で、一般管理費及び付加利益で構成する。	一般管理費等は、業務処理に必要な経費のうち直接原価、間接原価以外の経費で、一般管理費及び付加利益で構成する。
(1) 一般管理費	(1) 一般管理費
一般管理費は、当該設計業務を実施する <u>建設</u> コンサルタント等の本店及び支店のうち、当該業務担当部署以外の経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含むものである。	一般管理費は、当該設計業務を実施するコンサルタント等の本店及び支店のうち、当該業務担当部署以外の経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含むものである。
(2) 付加利益	(2) 付加利益
付加利益は、当該設計業務を実施する <u>建設</u> コンサルタント等を継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部留保金、支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用等を含むものである。	付加利益は、当該設計業務を実施するコンサルタント等を継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部留保金、支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用を含むものである。
3-4 [略]	3-4 [略]
4 設計業務費の積算	4 設計業務費の積算
[削る]	建設コンサルタント等を対象とする場合
<u>建設コンサルタント等を対象とする場合</u> の設計業務費は、次の算定方式により算定する。	設計業務費は、次の算定方式により算定する。
設計業務費 = (設計業務価格) + (消費税相当額)	設計業務費 = (設計業務価格) + (消費税相当額)
= { (直接人件費) + (直接経費) + (その他原価) + (一般管理費等) } × { 1 + (消費税率) }	= { (直接人件費) + (直接経費) + (その他原価) + (一般管理費等) } × { 1 + (消費税率) }
(1) ~ (5) [略]	(1) ~ (5) [略]